

(案)

第六次地域管理経営計画書

(網走西部森林計画区)

計画期間
自 令和 6年4月 1日
至 令和11年3月31日

北海道森林管理局

はじめに

我が国の国土面積の2割、森林面積の3割に当たる国有林野の管理経営は、①国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、あわせて、②林産物を持続的かつ計画的に供給し、③国有林野の活用によりその所在する地域の産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することを目標として行うこととされている。

本計画は、網走西部森林計画区の第五次計画（平成31年4月1日～令和6年3月31日）の計画期間終了に伴い、国有林野の管理経営に関する法律第6条の規定に基づいて、北海道森林管理局長があらかじめ国民の意見を聴いた上で、同法第4条の規定に基づく国有林野の管理経営に関する基本計画に即し、森林法第7条の2で定める国有林の地域別の森林計画と調和して、今後5年間の同計画区における国有林野の管理経営に関する基本的な事項について定めた第六次計画である。

目 次

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	
(1) 国有林野の管理経営の基本方針 -----	1
ア 森林計画区の概況	
イ 国有林野の管理経営の現状及び評価	
ウ 持続可能な森林経営の実施方向	
エ 政策課題への対応	
(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項 -----	6
ア 機能類型に基づく管理経営の基本的な方向	
イ 地域ごとの機能類型の方向	
(3) 森林・林業施策全体の推進への貢献に必要な事項 -----	11
ア 「新しい林業」の実現に向けた効率的な施業の推進と民有林関係者への普及	
イ 林業事業体・林業経営体の育成	
ウ 市町村の森林・林業行政に対する技術支援	
エ 森林・林業技術者等の育成支援	
(4) 主要事業の実施に関する事項 -----	12
ア 伐採総量	
イ 更新総量	
ウ 保育総量	
エ 林道の開設及び改良の総量	
(5) その他必要な事項 -----	12
ア 水源涵養機能の持続的な發揮等に関する事項	
イ 林道等路網の利用に関する事項	
ウ 保安林の整備及び治山事業に関する事項	
エ 地況・林況の把握に関する事項	
2 国有林野の維持及び保存に関する事項	
(1) 巡視に関する事項 -----	13
ア 森林火災防止等の森林保全巡視	
イ 境界の保全管理	
(2) 森林病害虫の駆除又はそのまん延の防止に関する事項 -----	14
(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項 -----	14
ア 保護林	
イ 緑の回廊	
ウ 溪畔周辺の取扱い	
(4) その他必要な事項 -----	14
ア エゾシカ被害への対応	
イ 希少な野生生物等の取扱い	

3 林産物の供給に関する事項	
(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項 -----	15
(2) その他必要な事項 -----	15
ア 地域振興等に関する木材供給	
イ 木材利用促進への取組	
ウ 木材価格急変時の供給調整機能の発揮	
4 国有林野の活用に関する事項	
(1) 国有林野の活用の推進方針 -----	15
(2) 国有林野の活用の具体的手法 -----	16
5 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全等に関する事項	
(1) 民有林と連携した施業や民有林材との協調出荷の推進に関する事項 -----	16
(2) 公益的機能維持増進協定の設定に関する基本的な方針 -----	16
6 国民の参加による森林の整備に関する事項	
(1) 国民参加の森林に関する事項 -----	17
ア ふれあいの森	
イ 社会貢献の森	
ウ 木の文化を支える森	
エ 遊々の森	
オ 多様な活動の森	
カ モデルプロジェクトの森	
(2) 分収林に関する事項 -----	18
(3) その他必要な事項 -----	18
ア 国有林野事業への理解と支援に向けた多様な情報受発信	
イ 森林環境教育の推進	
ウ 森林の整備・保全等への国民参加	
7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	
(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項 -----	18
ア 林業技術の開発	
イ 林業技術の普及	
(2) 地域の振興に関する事項 -----	19
(3) その他必要な事項 -----	19

別冊「各機能類型に応じた管理経営の指針」(別に定める)

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(1) 国有林野の管理経営の基本方針

国有林野の管理経営に当たっては、公益重視の管理経営の一層の推進を旨とする方針の下で、国民の多様な要請や国際的な動向に適切に対応するため、個々の国有林野を重視すべき機能に応じ、森林計画区ごとの自然的特性等を勘案しつつ、森林の自然条件や社会条件を踏まえて、公益林として適切な施業を推進する。

あわせて、木材等生産機能については、適切な施業の結果得られる木材を安定供給体制の整備等の施策の推進に寄与するよう計画的に供給することにより発揮していく。

これらを通じて、国有林野における多面的機能の持続的発揮を確保していく。

ア 森林計画区の概況

本森林計画区は、北海道北東部のオホーツク海側に位置し、全国森林計画で定める網走・湧別川広域流域のうちオホーツク総合振興局管内北西部の1市5町1村（国有林野が所在するのは1市3町）で構成されている。

その流域面積は474千haで、全道面積の6%に当たり、北西部から南西部は宗谷、上川北部、及び上川南部森林計画区に接し、南東部は網走東部森林計画区に接している。

流域面積 (千ha)	森林面積(千ha)		森林率 (%)	国有林野率 (%)
	国有林野	その他森林		
474	382	191	191	81

注) 四捨五入の関係で、計は必ずしも一致しない（以下の表についても同じ）。

対象とする国有林野面積は191千haであり、森林の7割がミズナラ、シナノキ、カンバ類等の広葉樹とトドマツ、エゾマツ等の針葉樹が混交する天然林で占められ、3割は主に昭和30年代以降に造成されたトドマツ、カラマツ、アカエゾマツ等の人工林となっており、これらの森林については、約9割が保安林に指定されている。

この地域は、従来から豊かな森林資源を利用して林業・木材産業が発達してきたところであり、木材加工業では建築用材等の生産が盛んであるほか、木楽館（遠軽町）や森の美術館（西興部村）等、市民や観光客等が森林や木材と親しむことができる施設も整備され、木質バイオマスのエネルギー利用についても、活発な動きが出ているなど森林認証の取得により、持続的な森林経営や認証材を活用した地域づくりを推進しており、国有林に対しての期待も高い。

一方、本森林計画区の国有林野には網走国定公園のほか、優れた山岳景観を有し道立自然公園に指定されている天塩岳等があり、さらには、丸瀬布温泉等の温泉施設、滝上渓谷や十三の滝、山彦の滝等豊かな森林景観と豊富な観光資源に恵まれている地域である。

また、国内最大級の黒曜石産地を特徴とする遠軽町全域を区域とした「白滝ジオパーク」内においては、赤石山山麓の「白滝遺跡群」から出土した旧石器時代の黒曜石の石器などが国宝に指定されている。

イ 国有林野の管理経営の現状及び評価

(ア) 森林計画区内の国有林野の現況

(単位：千ha)

区分	育成林		天然生林	計
	育成単層林	育成複層林		
面積	51.0	14.8	113.1	178.9

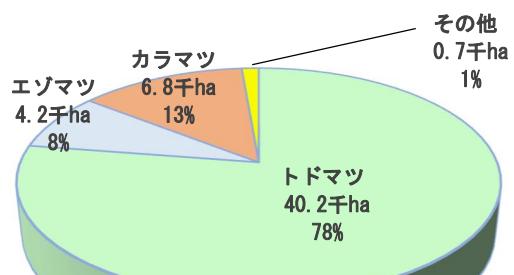
(単位 : 千 ha)

区分	人工林				計
	トドマツ	エゾマツ	カラマツ	その他	
面積	40.2 (78%)	4.2 (8%)	6.8 (13%)	0.7 (1%)	51.9

(単位 : 千 ha)

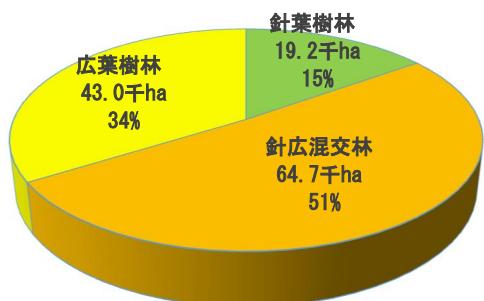
区分	天然林			計
	針葉樹林	針広混交林	広葉樹林	
面積	19.2 (15%)	64.7 (51%)	43.0 (34%)	127.0

人工林の樹種別面積



※エゾマツにはアカエゾマツ、カラマツにはグイマツがそれぞれ含まれている。

天然林の林相別面積



(イ) 主要施策に関する評価

第五次計画（令和元年～令和5年度）における本森林計画区での計画と実績、主な取組は次のとおりとなっている。

a 伐採量

本森林計画区における伐採量の実績は下表のとおりである。

伐採量については、天然力を活用した多様な森林づくりの実施によって主伐指定箇所の一部を間伐へ変更したことや立木販売の入札不調等により、主伐は減となり間伐はおおむね計画どおり実行した。

(単位 : 千m³、ha)

区分	計画		実績	
	主伐	間伐	主伐	間伐
伐採量	355 (11,023)	691	285	693 (10,859)

注) 1 () 書は、間伐面積である。

2 実績欄の数値は令和元年～令和4年度の実績と令和5年度の見込量の計である。

b 更新量

本森林計画区における更新量の実績は下表のとおりである。

人工造林・天然更新面積については、主伐の実行箇所の減少に伴いともに減少した。

(単位 : ha)

区分	計画		実績	
	人工造林	天然更新	人工造林	天然更新
更新量	631	937	439	803

注) 実績欄の数値は令和元年～令和4年度の実績と令和5年度の見込量の計である。

c 保育量

本森林計画区における保育量の実績は下表のとおりである。

下刈、つる切・除伐とともに、現地の状況を精査して実行した結果、減少した。

(単位 : ha)

区分	計画		実績	
	下刈	つる切・除伐	下刈	つる切・除伐
保育量	5,535	1,316	5,046	88

注) 実績欄の数値は令和元年～令和4年度の実績と令和5年度の見込量の計である。

d 林道の開設及び改良

本森林計画区における林道の開設・改良の計画と実績は下表のとおりである。

開設については、利用区域内の事業実行の時期等を踏まえ、優先度の高いものから実行した結果、計画より減少した。

改良については、事業の緊急度を勘案のうえ実行した結果、計画より増加した。

区分		計画	実績
開設	路線数	15	12
	延長量 (km)	37.4	23.6
改良	箇所数	2	7
	延長量 (km)	0.1	0.4

注) 実績欄の数値は令和元年～令和4年度の実績と令和5年度の見込量の計である。

ウ 持続可能な森林経営の実施方向

国有林野の管理経営に当たっては、森林からの恩恵を次世代へ伝えるため、機能類型区分を踏まえた森林の適切な整備及び保全等の実施によって持続可能な森林の管理経営に取り組んでいく。

また、我が国は持続可能な森林経営を行う国際的な指標である「モントリオール・プロセス」に参画しており、この中で国全体として客観的に評価するための7基準(54指標)が示されているところである。

本森林計画区の国有林野について、この基準を参考に取り組んでいる施策及び森林の取扱い方針は次のとおりである。

(ア) 生物多様性の保全

保護林や緑の回廊におけるモニタリング調査等を通じた適切な保全・管理、主伐や再造林等の施業現場における生物多様性への配慮に取り組む。

特に、適切な間伐の実施、針広混交林化、複層林化、長伐期化、様々な育成段階等からなる森林のモザイク的配置の積極的な整備など、地域の森林の現況に基づき、多様で健全な森林の整備・保全を推進するとともに、渓流沿いや尾根筋等の森林については、保護樹帯等として保全することを通じて、生物多様性の保全に努める。

また、生物多様性国家戦略 2023-2030 で掲げられている 30by30 目標の達成に向けては、保護地域としての国立公園等の新規指定・拡張等に適切に対応するとともに、保護地域以外で生物多様性の保全に資する地域（OECM）の設定等に適切に対応する。

関連する主な施策は次のとおりである。

- a 国有林における保護林制度として設定している各種保護林については、自然の推移に委ねること等、その設定目的に応じて、適切な保護・管理を行う。
- b 国の天然記念物に指定されているクマゲラや、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」で国内希少野生動植物種に指定されているクマタカ等の生息環境に配慮した森林施業を推進し、生息環境の保全を図る。
- c このほかの希少野生生物（「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づき定められている国内希少野生動植物種等）についても、その生育・生息の把握に努め、必要に応じて学識経験者から助言を得るなど、その保護に配慮した施業に努める。

（イ）森林生態系の生産力の維持

森林生態系としての生産力を維持していくため、北海道森林管理局長が別に定めている「施業の基準」に基づき適かつ積極的に間伐を実施するとともに、基準となる伐採率、回帰年等を前提とした育成複層林へ導くための施業等による主伐の実施、天然力も活用した伐採後の適かつ確実な更新等を行う。

（ウ）森林生態系の健全性と活力の維持

森林病害虫及び野生鳥獣等による被害や森林火災等による森林の劣化を防ぐため、適切な森林の保全対策を講じるとともに、被害を受けた森林の早期復旧を図る。関連する主な施策は次のとおりである。

- a 森林病害虫及び野生鳥獣等による被害等については、自治体等の関係機関及び地域住民の協力のもとに、被害の早期発見に努めるとともに、試験研究機関等と連携し、発生原因の究明及び早期防除に努める。
エゾシカによる農林業被害については、自治体等との連携による個体数調整等の取組を通じ、被害の軽減に努める。
- b 森林の巡視は、森林火災等の森林被害が多発するおそれのある地域を中心に、現地の実態に即し適切に実施するとともに、自治体における林野火災予消防会議等を通じ、入林者に対する森林火災の予防等の普及啓発を図る。

（エ）土壤及び水資源の保全と維持

降雨等に伴う土壤の浸食等から森林を守り、森林が育む水源の涵養機能を確保するため、山地災害により被害を受けた森林の早期復旧に努めるとともに、施業の基準に基づいた適切な施業方法の選択を行う。

関連する主な施策は次のとおりである。

- a 取水施設の上流等の水源に近接する箇所については、水源に影響を及ぼすおそれがある場合は伐採を見合わせることを検討する。
- b 地域の水源となっている集水域の森林については、地域との連携・協働による水源林整備を積極的に進める。
- c 林地崩壊のおそれがある地域や急傾斜地等については、間伐及び保育の実施により下層植生の繁茂や樹根の発達を促し表土の安定を図るとともに、伐倒木等が河川に流出しないようにする。
森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林については、国有林の地域別の森林計画に定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法」により管理していくこととする。
- d 森林の裸地化を防ぐため、択伐又は複層伐を推進するとともに、皆伐を行う場合にあっては、伐採面積の縮小、伐採箇所の分散を図る。

(才) 地球的炭素循環への森林の寄与の維持

地球温暖化対策として、パリ協定下における温室効果ガス排出削減目標達成、2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、地球温暖化対策に基づき、適切な森林整備・保全や木材利用などに取り組むこととしている。

このため、中長期的な森林吸収量の確保・強化に向けて、引き続き適切な間伐や木材利用の推進を図るとともに、再造林等による成長の旺盛な若い森林の造成に積極的に取り組んでいく。

関連する主な施策は次のとおりである。

- a 人工林における間伐及び増加する高齢級の人工林における育成複層林へ導くための施業等を積極的に推進する。
- b 国有林野事業で実施する治山・林道等工事において、間伐材等の木材を使用した工法を積極的に採用する。
- c 化石燃料を代替する再生可能なエネルギーとして、木質バイオマスの利用を促進する。

(力) 社会の要望を満たす長期的、多面的な社会・経済的便益の維持及び増進

森林浴等森林レクリエーションの場の提供、森林と人とのふれあいの確保のためのフィールドの提供、文化・社会・精神的な価値を有する森林の保全を図る。

また、森林施業等に関する技術開発に取り組む。

(キ) 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的枠組み

(ア) ~ (力) に記述した内容を着実に実行し「国民の森林」として開かれた管理経営を行うため、国有林に関連する法令等に基づく森林計画制度の適切な運用を図る。

エ 政策課題への対応

地域の森林・林業の状況を踏まえ、先進技術の導入を推進するとともに、効率的かつ効果的に森林を整備・保全する多様で健全な森林づくり、生物多様性保全、木材の安定供給、民有林との連携、安全で安心できる豊かな暮らしを実現するための山地災害対策の強化等に取り組んでいく。

(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

ア 機能類型に基づく管理経営の基本的な方向

公益的機能の維持増進を旨とした管理経営を行うため、国有林の地域別の森林計画に定める公益的機能別施業森林の区域との整合に留意し、国有林野を重視すべき機能に応じ、「山地災害防止タイプ」、「自然維持タイプ」、「森林空間利用タイプ」、「快適環境形成タイプ」及び「水源涵養タイプ」の機能類型に区分し、各機能の発揮を目的とした管理経営を行うこととする。

なお、これらの区分に応じた適切な施業の結果得られる木材については、有効利用を図る。

機能類型ごとの管理経営の基本的な方向については以下のとおりである。

(ア) 山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防止タイプに関する事項

山地災害防止タイプについては、土砂流出・崩壊防備エリアと気象害防備エリアの2つに区分して取り扱う。

a 土砂流出・崩壊防備エリア

土砂流出・崩壊防備エリアの国有林野は、下層植生の発達を促進するために適度な陽光が林内に入るよう密度管理を行うとともに、必要に応じて土砂の流出、崩壊を防止する治山施設を整備する。

b 気象害防備エリア

気象害防備エリアの国有林野は、遮蔽能力が高く、諸害に対する抵抗力が強い森林の育成に配慮した管理経営を行う。

(イ) 自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプに関する事項

自然維持タイプの国有林野は、原則として自然の推移に委ねることとし、野生生物の生育・生息環境の保全等に配慮した管理経営を行う。

さらに、自然維持タイプの森林のうち、特に我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な天然林や地域固有の生物群集を有する森林、希少な野生生物の生育・生息に必要な森林を「保護林」として設定し、設定目的に応じた適切な管理経営を行う。

(ウ) 森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他森林空間利用タイプに関する事項

森林空間利用タイプの国有林野は、景観の向上やレクリエーションを考慮した保育や間伐等の森林の適切な整備を行うとともに、必要に応じて遊歩道等の施設の整備を行う。

なお、レクリエーションの森については、地域の意見や動向を踏まえつつ、国民の保健・文化的利用に供するための施設又は森林の整備を積極的に行うことが適當と認められる国有林野を選定し、適切な管理経営を行う。

(エ) 快適環境形成タイプにおける管理経営の指針その他快適環境形成タイプに関する事項

汚染物質の吸着能力が高く、かつ、抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成されるよう森林の整備を推進する。

(オ) 水源涵養タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養タイプに関する事項

水源涵養タイプの国有林野は、浸透・保水能力の高い森林土壌の維持及び根系、下層植生の良好な発達が確立されるよう森林の整備を推進する。

具体的な取扱いについては、別に定めている別冊「各機能類型に応じた管理経営の指針」により取り扱うこととする。

機能類型区分ごとの考え方及び公益的機能別施業森林との関係

機能類型区分	面積(ha)	機能類型の考え方	公益的機能別施業森林の該当区分
山地災害防止タイプ	70,150 (37%)		水源涵養機能維持増進森林 保健文化機能維持増進森林 快適環境形成機能維持増進森林
土砂流出・崩壊防備エリア	70,058 (37%)	山地災害の防止及び土壤保全機能の発揮を第一とすべき森林	
気象害防備エリア	92 (0%)	風害、霜害等の気象災害の防止の機能の発揮を第一とすべき森林	
自然維持タイプ	9,857 (5%)	原始的な森林生態系や希少な生物の生育・生息する森林など生物多様性保全機能の発揮を第一とすべき森林	
森林空間利用タイプ	1,246 (1%)	保健、レクリエーション、文化機能の発揮を第一とすべき森林	山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林（立地条件による）
快適環境形成タイプ	該当なし (-)	騒音や粉塵等から地域の快適な環境を保全する機能の発揮を第一とすべき森林	快適環境形成機能維持増進森林
水源涵養タイプ	109,344 (57%)	良質な水の安定供給など水源の涵養の機能の発揮を第一とすべき森林	
該当外	該当なし (-)		
国有林野面積計	190,598		

注1) () は構成比である。

2) 「該当外」は、森林経営の用に供されない森林原野。

イ 地域ごとの機能類型の方向

本森林計画区は、湧別川等集水域と渚滑川等集水域に大別される。各地域における重点的に行うべき管理経営は次のとおりである。

(ア) 湧別川等集水域（網走西部森林管理署管内）

当地域は、湧別川上流の白滝、支湧別、上白滝、丸瀬布、滝、武利及び湧別川下流等の湧別・芭露、瀬戸瀬・遠軽、金山・上丸、安国、岩戸、清里、八重にわたる地域に位置する。

上流域の森林はカラマツ、トドマツ等の人工林と、トドマツ、エゾマツ等の針葉樹やミズナラ、カンバ類等の広葉樹が混交する天然林及び明治末期から大正初期の森

林火災跡地に再生した広葉樹二次林によって構成されており、下流域の森林はカラマツ、トドマツ等の人工林が主体である。

これら多くの森林は湧別川等河川の源流地や武利ダムの集水域、芭露や清里、金山西部の水源地周辺の森林となっており、また、山地災害危険地区（地すべり危険地区）に指定されている区域もある。これらの森林については、水源涵養機能、山地災害防止機能を重点的に発揮させるため、「山地災害防止タイプ」及び「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

また、北大雪野外スポーツ地域については、保健文化機能を重点的に発揮させるため「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行う。

(イ) 渚滑川等集水域（網走西部森林管理署西紋別支署管内）

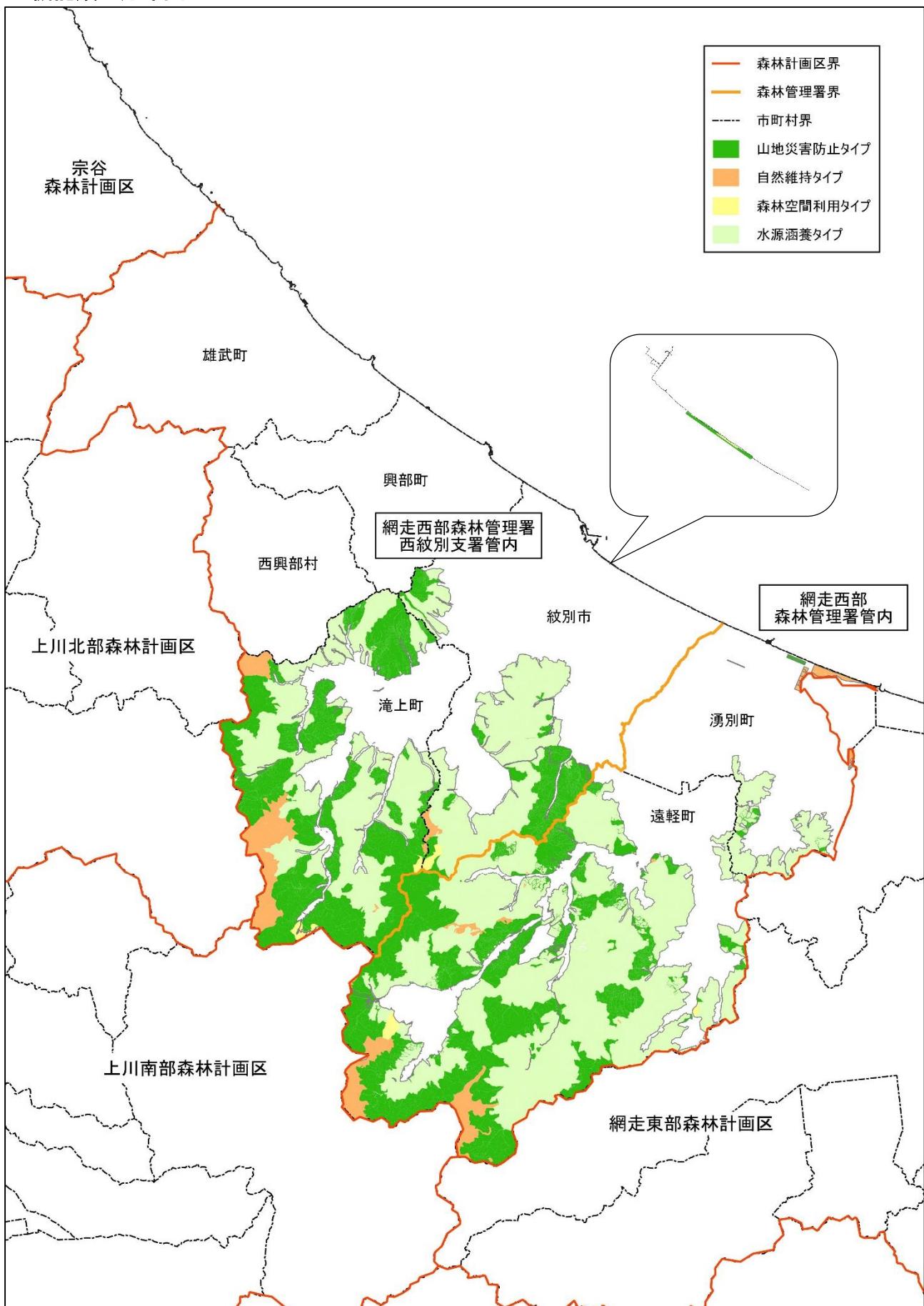
当地域は、渚滑川上流の滝上、奥札久留、滝西・滝奥、オシラネップ及び渚滑川下流等の上渚滑、鴻之舞、立牛にわたる地域に位置する。

上流域の森林は、カラマツ、トドマツ等の人工林と、トドマツ、エゾマツ等の針葉樹やミズナラ、シナノキ、カンバ類等の広葉樹が混交する天然林で構成されており、下流域の森林は、明治末期から大正初期の森林火災跡地に再生した広葉樹二次林や、これを人工林化した森林によって構成されている。

ムジナの沢等の滝上市街の上水道水源地周辺、鴻之舞や鴻輝・大西沢の上渚滑市街の水源地周辺の森林、滝西・滝奥の中央部、立牛川や上古丹別川等の源流域等大半の森林は、^{かん}水源涵養機能又は山地災害防止機能の発揮が期待されている森林であることから、「山地災害防止タイプ」及び「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

また、天塩岳道立自然公園に指定されている森林は、森林景観・自然環境の維持が期待される森林であり、「自然維持タイプ」に区分して管理経営を行う。

○機能類型分布図



※本図は「国土数値情報（行政区域データ）」（国土交通省）を加工して作成。

(https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-N03-v3_0.html#prefecture01)

(3) 森林・林業施策全体の推進への貢献に必要な事項

国有林の管理経営に当たっては、都道府県や市町村を始めとする幅広い民有林関係者等と密接な連携を図りながら、森林の有する多面的機能の発揮を基本としつつ、その組織・技術力・資源を活用して民有林に係る施策を支え、森林・林業施策全体の推進に貢献していくこととする。

このため、森林・林業基本計画に掲げる「新しい林業」の実現、担い手となる林業経営体の育成、国産材の安定供給体制の構築に向け、特に次に掲げる取組を推進する。

また、これらの取組に当たっては、作業システムの進展や管理経営の一体性等も踏まえつつ、水源涵養タイプに区分された人工林のうち、地位、傾斜、林道からの距離等の自然条件や社会条件が良いものを「特に効率的な施業を推進する森林」として設定し、当該森林を活用して取組を進める。

ア 「新しい林業」の実現に向けた効率的な施業の推進と民有林関係者への普及

伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする「新しい林業」の実現に向けて、民有林への普及を念頭に置き、産学官連携の下に、林業の省力化や低コスト化等に資する技術開発・実証を推進するとともに、事業での実用化を図り効率的な施業を推進する。

特に、造林の省力化や低コスト化に向けた新たな手法の事業での活用を進めるとともに、レーザ計測や無人航空機（UAV）等を活用した効率的な森林管理・木材生産手法の実証等に積極的に取り組む。

また、こうした成果については、現地検討会やホームページでの結果の公表等を通じて、民有林関係者等への普及・定着に取り組む。

なお、「特に効率的な施業を推進する森林」における施業については、設定の条件と合わせ、森林の現況に応じ、天然力を活用しつつ、多様な森林の整備・保全により公益的機能の発揮に努める。

イ 林業事業体・林業経営体の育成

林業従事者の確保等に資する観点から、年間の発注見通しの公表を行いつつ、安定的な事業発注に努めるとともに、総合評価落札方式や事業成績評定制度の活用、複数年契約によるまとまった面積の間伐等の事業の実施、労働安全衛生対策に配慮した事業実行の指導などにより林業事業体の育成に取り組む。

また、森林経営管理制度に係る林業経営体の受注機会の拡大に配慮する。さらに、分取造林制度を活用した経営規模拡大の支援に取り組むこととする。

ウ 市町村の森林・林業行政に対する技術支援

森林総合監理士（フォレスター）の資格を有する職員等を活用しつつ、市町村のニーズに応じて、森林・林業技術に関する研修への市町村職員等の受け入れや公的管理を行う森林の取扱い手法の普及など、北海道と連携して市町村の森林・林業行政等に対する技術支援に積極的に取り組むこととする。

エ 森林・林業技術者等の育成支援

大学の研究・実習等へのフィールドの提供等を通じ、森林・林業技術者の育成を支援するとともに、北海道林業の担い手の人材育成のため開校された「北海道立北の森づくり専門学院」等においては、フィールドの提供や講師派遣等に努める。

(4) 主要事業の実施に関する事項

森林の有する多面的機能を持続的に発揮するため、地域の状況を踏まえ、傾斜が緩く路網から近い森林など森林経営に適した森林では、計画的な主伐と植栽による確実な更新を図ることとし、天然更新の旺盛な森林や奥地水源など条件の不利な森林では、天然力も活用した針広混交林化・複層林化等を促進する。これらにより、整備・保全の必要な森林を様々な林種・樹種・林齢からなる健全で多様な森林へ誘導していく。また、その基盤となる林道等の路網の整備を進める。これらの施業等に当たっては、土砂の流出、水質汚濁の防止等に配慮し、森林生態系の保全に努める。

なお、事業の実施に当たっては、全面的に民間に委託して推進することとし、林業事業体に対する計画的な事業の発注等を通じ、その育成・強化を図る。

また、労働安全衛生の確保については、安全衛生管理体制の活性化及び安全で正しい作業の確実な実践等適切な安全管理の積極的な推進により、労働災害の未然防止等を図る。

本計画期間における伐採、更新、保育、林道の事業総量は、以下のとおりである。

ア 伐採総量

(単位 : m³、ha)

区分	主 伐	間 伐	計
材 積	284,520 〔 116,900 〕	907,731 〔 4,000 〕 (12,528)	1,192,251 〔 120,900 〕

注1) [] は、臨時伐採量であり、内数である。

2) () は、間伐面積である。

イ 更新総量

(単位 : ha)

区分	人工造林	天然更新	計
面 積	733	878	1,611

ウ 保育総量

(単位 : ha)

区分	下 刈	つる切・除伐
面 積	3,417	571

エ 林道の開設及び改良の総量

区分	開 設		改 良	
	路線数	延長量 (m)	箇所数	延長量 (m)
	18	39,895	4	150

(5) その他必要な事項

ア 水源涵養機能の持続的な発揮等に関する事項

地域の水源となっている集水域の森林については、流域全体で水源涵養機能が持続的に発揮されるよう間伐を積極的に推進する。また、関係市町村との連携・協働による水源林の整備を積極的に進めるとともに、「北海道水資源の保全に関する条例」によって指定された「水資源保全地域」の上流域等に所在する森林については、水源涵養機能の

維持増進及び水質の汚濁の防止等に配慮した森林施業を適切に実施する。

イ 林道等路網の利用に関する事項

林道等の路網は、林産物の搬出、森林の育成のみではなく、適切な保全管理等を効率的に行うために必要であることから、森林の有する公益的機能が高度に発揮されるよう、林道（林業専用道を含む。）及び森林作業道について、それぞれの役割や自然条件、作業システム等に応じて適切に組み合わせた整備を推進する。その際、特に自然・社会的条件の良い森林において重点的な整備を推進する。

また、災害の激甚化を踏まえ、排水機能の強化などにより路網の強靭化・長寿命化を進めるとともに、曲線部の拡幅などにより走行車両の大型化等に対応する。

加えて、民有林林道等の開設計画との調整を図るとともに、周囲の環境との調和やコストの縮減、継続的に利用する林道等の整備にも努め、効果的・効率的な整備を推進する。

なお、林道等の整備に当たっては、地域住民にとって災害時の迂回路となる場合があることにも留意する。

ウ 保安林の整備及び治山事業に関する事項

治山事業については、植栽、本数調整伐等の保安林の整備を実施しつつ、大雨や短時間強雨の発生頻度の増加、豪雪等により、山地災害が激甚化・頻発化する傾向にあることを踏まえ、国土強靭化基本計画等に基づき治山対策を推進する。具体的には、山腹崩壊等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など災害の発生形態の変化等に対応して、流域治水と連携しながら、被災危険度や発生危険度等を考慮しつつ、山地災害危険地区等におけるきめ細かな治山ダムの配置等による土砂流出の抑制等を推進する。

その際、治山対策等による森林の機能の維持・向上は、現地の実情に応じた在来種による緑化や治山施設への魚道設置など生物多様性保全の取組にも努める。

エ 地況・林況の把握に関する事項

事業予定箇所の把握、事業実行結果の整理、野生生物の生育・生息状況の把握など国有林の管理経営を適切に進めていくため、地況・林況調査を計画的に実施する。

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(1) 巡視に関する事項

ア 森林火災防止等の森林保全巡視

森林内は、レクリエーション等を目的に入林する者が多く、特に、春期は山菜採りのシーズンと乾燥期が重なり、森林火災発生の危険及び遭難者の発生などのおそれが増大する。このため、地元市町村等と連携して、森林火災等の発生の防止の宣伝・啓発活動を行うとともに、森林保全巡視を強化し、その防止に万全を期する。

また、森林保全巡視に当たっては、野生生物の生育・生息状況、森林病害虫及び野生鳥獣等による被害の発生状況、廃棄物の不法投棄の状況、各種標識の設置状況等を把握し、適切な措置を講ずることにより、国有林野の保全管理に努める。

イ 境界の保全管理

国有林野を管理していく上で、境界の保全管理は重要であることから、境界標の確認、境界の巡視及び不明標等の復元を計画的に行う。

また、境界の侵害を受けている箇所については、当事者と疎通を図り早期解決に努める。

(2) 森林病害虫の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

森林病害虫による被害について、被害の早期発見に努めるとともに、北海道や試験研究機関等とも連携し、発生原因の究明及び早期防除により、まん延防止に努める。

(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

ア 保護林

国有林野では、①我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な天然林、②地域固有の生物群集を有する森林、③希少な野生生物の生息・生育に必要な森林を保護林として保護・管理することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、野生生物の保護、遺伝資源の保護、森林施業・管理技術の発展、学術の研究等に資することとしている。

本森林計画区には、「希少個体群保護林」を設定しており、適切な保護・管理に努めている。

イ 緑の回廊

保護林と保護林を連結して、貴重な野生生物等の広域化や相互交流を図り、より効果的な保全を図るために「緑の回廊」を設定することとしている。

(該当なし)

ウ 溪畔周辺の取扱い

溪畔周辺（常時水流のある渓流等の水辺から概ね片側25m以上を目安とする。）については、水系への土砂流出の抑制、野生生物の生育・生息場所や移動経路の提供、種子や栄養分の供給、水域における日射の遮断等多くの機能を発揮する場として重要な役割を担っているため、上流から下流までの連続性を確保することにより、よりきめ細やかな森林生態系ネットワークの形成に努める。

(4) その他必要な事項

ア エゾシカ被害への対応

深刻な状況にあるエゾシカによる森林被害に対しては、その防止に向け、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」により北海道が策定した「北海道エゾシカ管理計画」や農業被害対策等との連携を図りつつ、森林被害等のモニタリングの結果を踏まえて、自治体等関係機関とも連携して、効果的かつ効率的な捕獲等の個体数調整に取り組む。

また、生息状況、被害動向等についての情報収集を推進するとともに、狩猟期間内における各種事業と狩猟の調整を計画的に図り、狩猟における安全対策の徹底について啓発活動を図る中で、被害の軽減に向けて取り組んでいく。

イ 希少な野生生物等の取扱い

生物多様性保全の観点から、環境行政や地域住民、ボランティア、NPO等とも連携しつつ、希少種の保護、外来種の侵入防止・駆除等に努める。

国の天然記念物に指定されているクマゲラ、国内希少野生動植物種に指定されているクマタカ、シマフクロウ、国内希少野生動植物種の指定は解除されたが森林施業と密接に関わっているオオタカ等の生息環境の保全を図るため、それらの生息状況に応じた森林施業を行う。

3 林産物の供給に関する事項

(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

公益重視の管理経営を一層推進しつつ、機能類型区分に応じた適切な施業の結果得られる木材については、地域における安定供給体制の構築や木材利用の促進が図られるよう、地域や樹材種ごとの木材の価格、需給動向を把握しつつ、持続的かつ計画的な供給に努める。

林産物の供給に当たっては、より効率的な事業運営を図る観点から原則として立木販売によることとし、また、高付加価値が期待できる高品質材等の供給や森林整備事業による間伐材等の利用促進に当たっては、列状間伐や路網と高性能林業機械を組み合わせた現地に適した低コストで効率的な作業システムを採用しつつ、素材（丸太）販売により実施する。

林産物の供給等を通じ、地域の川上・川中・川下の関係者との連携を強化し、国産材の安定的・効率的な供給体制の構築に寄与するよう努める。

また、主伐材の立木販売による供給についても、ニーズに応じた安定供給体制の構築等に貢献するよう効果的な取組に努める。

(2) その他必要な事項

ア 地域振興等に関する木材供給

民有林からの供給が期待しにくい林産物の計画的な供給に努めるとともに、公益的機能の発揮に配慮しつつ、地域のニーズを踏まえ地域振興、資源の有効利用等の観点から適切な供給に努める。

また、本森林計画区では、(一社) 緑の循環認証会議（ＳＧＥＣ）の森林認証の継続を通じて、流域林業の活性化に取り組む。

イ 木材利用促進への取組

治山・林道工事等において、間伐材等の木材を使用した工法を積極的に採用するなど、国有林野事業自ら木材の利用に取り組む。

また、利用が低位な木材や林業活動等によって生ずる端材や林地残材等の林地未利用材について、地域のエネルギー資源としての有効利用に努める。

その他、関係機関と連携して、非住宅等の新たな木材の需要開拓にも貢献する。

ウ 木材価格急変時の供給調整機能の発揮

木材需給が急変した場合には、国有林野事業の特性を活かし、供給調整機能を発揮することとし、これを適切に効果的な方法で行うため、地域や関係者の意見を迅速かつ的確に把握するなどの取組を推進する。

4 国有林野の活用に関する事項

(1) 国有林野の活用の推進方針

国有林野の活用について、公益的機能の発揮等との調整を図りつつ、地域の社会的・経済的状況、住民の意向等を考慮して、農林業の構造改善のための活用、公用・公共用施設への活用、公衆の保健のための活用等地域における産業の振興、住民の福祉の向上、都市と農山漁村の交流の促進による地域社会の活性化に資するよう積極的に推進する。

その際、再生可能エネルギー発電事業の用に供する場合には、国土の保全や生物多様性の保全等に配慮するとともに地域の意向を踏まえつつ、適切な活用を図ることとし、手続

きの迅速化・簡素化等に努める。

なお、国有林野の活用については、盛土を始めとする土地の形質の変更等に係る各種法令に基づく許認可等を確認するほか、制限のない国有林野についても林地開発許可制度に準じて取り扱う。

また、「森林空間利用タイプ」の森林のうち、国民の保健・文化・教育的利用に供することが適當と認められる国有林野を、「レクリエーションの森」として広く国民に開かれた利用に供する。

(2) 国有林野の活用の具体的手法

地域産業の振興、道路工事等の公用・公共用・公益事業用地としての活用については、地元自治体等との情報交換を十分行いつつ、状況に応じて、あらかじめ事業実施主体による環境への影響調査の実施を求め、法令等に基づき、貸付け、売払い等の手法により実施する。

不要地、余剰地については、林野・土地売払い情報公開窓口やインターネットを活用して広く情報を公開し、逐次売払い等を進める。

また、「レクリエーションの森」のうち、特に魅力的な自然景観を有する等、観光資源としての活用の推進が期待される箇所については「日本美しの森お薦め国有林」に選定し、重点的に施設整備や利用に向けた情報発信を図るとともに、国立公園が重なる地域においては、環境省と連携し利便性の向上等の取組を推進する。

○日本美しの森お薦め国有林

(該当なし)

5 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全等に関する事項

(1) 民有林と連携した施業や民有林材との協調出荷の推進に関する事項

地域における施業集約化の取組を支援するため、民有林と連携することで事業の効率化や森林経営管理制度の導入に資する区域については、森林共同施業団地を設定し、民有林野と連結した路網の整備と相互利用、計画的な間伐の実施等に取り組むとともに、民有林への森林・林業技術の普及に取り組むこととする。

また、地域のニーズに応じて、これまでの「システム販売」の実績や経験を活かして民有林材との協調出荷等に努める。

(2) 公益的機能維持増進協定の設定に関する基本的な方針

国有林野に隣接・介在する民有林野において、小規模で孤立分散し立地条件が不利であること等から森林所有者等による整備及び保全が十分に行われず、そのことにより国有林野が発揮すべき公益的機能に悪影響を及ぼしている場合や鳥獣、病虫害、外来種その他の森林の公益的機能に悪影響を及ぼす動植物の繁殖が国有林野で実施する駆除等の効果の確保に悪影響を与えるような場合において、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るため、民有林野と一体的に当該民有林の整備及び保全を行うため、当該民有林野の公益的機能維持増進にも寄与するよう努める。

公益的機能維持増進協定の締結に当たっては、森林法等に定める事項に従って原則として、民有林の森林所有者にも、相応の費用負担を求めるなど、合理的な役割分担の元で、国有林と民有林の一体的な森林整備及び保全の実施に向けた条件整備を進める。

6 国民の参加による森林の整備に関する事項

(1) 国民参加の森林に関する事項

国有林野の多様で豊かな自然環境、森林・林業に関する知識と経験を備えた人材等を活用し、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等、昨今の国民の要請に応えるため、協定を締結してフィールドの提供や必要な技術指導を行うなど、国民による国有林野の積極的な利用を推進する。

ア ふれあいの森

自主的な森林整備活動を目的とした植栽、保育、森林保護等の森林整備及びこれらの活動と一緒に実施する森林・林業に関する理解の増進に資する活動の場として設定する。

(該当なし)

イ 社会貢献の森

企業の社会的責任（CSR）活動等を目的とした植栽、保育、森林保護等の森林整備を自ら又は事業者に委託して行う活動の場として設定する。

名 称	面 積 (ha)	位 置 (林小班)
元紋別海岸オホツクいこいの森	4.79	網走西部森林管理署西紋別支署 1106ヘ、と、ち、る、た、れ

ウ 木の文化を支える森

木の文化の継承を目的とした修理及び修復に大径長尺材等の樹材種を必要とする歴史的な木造建築物、特定の樹材種に依存している工芸品及び祭礼行事等の資材を確保するための森林整備・保全活動の場として設定する。

(該当なし)

エ 遊々の森

森林環境教育の推進を目的とした森林教室、自然観察、体験林業等の体験活動の場として設定する。

(該当なし)

オ 多様な活動の森

森林の保全を目的とした美化活動、自然観察、森林パトロール等であって、上記アからエまでに分類できない活動の場として設定する。

名 称	面 積 (ha)	位 置 (林小班)
ひらやま登山道整備及び高山植物パトロール活動等	0.65	網走西部森林管理署 2036い、ろ、イ
白滝ジオパーク黒曜石の森	1.00	網走西部森林管理署 2081は、2114い

カ モデルプロジェクトの森

それぞれの地域や森林の特色を活かした効果的な森林管理の実施を目的とした、地域住民や関係者との合意形成を図りながら、団体と森林管理署等が協働・連携して行う森林の整備・保全活動の場として設定する。

(該当なし)

(2) 分収林に関する事項

森林づくりに自ら参加・協力したいという国民や企業等の要請に応えるため、分収林制度の活用による森林整備を推進する。

特に、企業等による社会・環境貢献活動としての「法人の森林」の設定を進める。
分収林の設定状況は下表のとおりである。

種類	契約箇所数	面積(ha)
分収造林	33 (1)	233 (2)
分収育林	16 (0)	77 (0)
計	49 (1)	310 (2)

注) () は、「法人の森林」の値であり、内数である。

(3) その他必要な事項

ア 国有林野事業への理解と支援に向けた多様な情報受発信

「国民の森林」として国民に開かれた管理経営に努めることとし、地域で開かれる自然教育活動への協力等を通じ、森林インストラクター等の活用も図りながら、国民に対し森林・林業に関する情報提供や普及・啓発に努めるほか、SNSも活用した幅広い情報の発信を行う。

また、SNSの活用等により国有林野事業の活動全般について意見を聴くなど、多様な方法を用いて国民と国有林との情報・意見の交換を図り、国民の要望等を適確に把握して管理経営に反映させるなど対話型の取組を進め、国有林野事業に対する幅広い理解と支援を得るよう努める。

イ 森林環境教育の推進

学校等が体験活動等を実施するための「遊々の森」等の活用を図るとともに、森林の多面的機能に関する普及啓発の実施、指導者の派遣や紹介、森林環境教育に適したフィールドの情報提供等に取り組む。

また、木材や木製品とのふれあいを通じて木材への親しみや木の文化への理解を深める「木育」にも取り組む。

ウ 森林の整備・保全等への国民参加

国民参加の森林づくりの推進のため、NPO、企業、地元関係者等多様な主体と連携した取組を進める。

具体的には、NPO等による自主的な森林づくり活動を支援するための「ふれあいの森」の設定等により、フィールドの提供や技術指導を行うなど、多様な取組を進める。

また、森林管理署等は、これらの取組とともに、国民参加の森林づくりに関する支援を行う窓口としての機能を発揮するよう努める。

7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

ア 林業技術の開発

試験研究機関等へのフィールドの提供等により、基礎技術の開発に協力する。

また、効率的な事業の実施、過去に人為を加えた天然林における天然更新、無人航空機等の先進技術を取り入れた森林の管理経営を推進していく。

イ 林業技術の普及

北海道や市町村等の関係行政機関及び試験研究機関等と連携しながら、国有林のフィールドを活用した現地検討会の実施等を通じて、技術開発成果の普及・定着に努めるとともに、施業指標林・試験地・モデル林等の展示等を通じて技術の普及を図る。

(2) 地域の振興に関する事項

地域に密着した体制で国有林野の管理経営を行う国有林野事業において、地域振興への寄与は重要な使命の一つである。

このため、国有林野事業の諸活動と国有林野の多様な利活用、森林・林業施策全体の推進への貢献を通じて、林業・木材産業を始めとする地域産業の振興、住民の福祉の向上、美しく伝統ある農山漁村の次世代への継承等に寄与するよう努める。

(3) その他必要な事項

アイヌ文化の振興、アイヌの伝統等に関する普及啓発が図られてきている中で、国有林において、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」、市町村が作成するアイヌ施策推進地域計画に基づき、地域の状況に応じて、アイヌ文化の振興等に利用するための林産物等の採取に係る共用林野設定等の検討を進める。